

税法上の取扱い

掛金 (法人税法施行令第135条第1号、所得税法施行令第64条第1項)
事業主が、この制度に支払った掛金は、全額損金(必要経費)となります。

退職一時金

退職所得になります。

源泉徴収税額 = (退職金額 - 退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ × 税率(勤続年数による)

勤続年数	退職所得控除額
2年以下の場合	80万円
2年を超え20年以下の場合	40万円 × 勤続年数
20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

退職年金

(所得税法第35条第3項第3号)
雑所得(公的年金等に係る雑所得)となります。他に所得がなければほとんど税金はかかりません。

遺族一時金 (相続税法第3条、相続税法第12条)
相続税の対象となります。

必要経費として免税

退職所得として
税制上優遇



事務処理について

加入申込み処理

加入申込書と口座振替届出書を提出してください。(口座振替届出書は新規加入時のみ必要)
22日に初回掛金が引落されますと、翌月1日契約が成立し、被共済者証が送付されます。

退職一時金等の請求処理

請求書・退職所得の受給に関する申告書・被共済者証を提出してください。
毎月10日、20日、末日に請求を締めております。
給付金はそれぞれの締め日から10日ほど後に、**従業員に直接支払われます**。なお、遺族一時金の請求には、上記書類の他に除籍謄(抄)本等が必要となります。

この制度の内容をくわしくお知りになりたい方、および
加入申込みをなされる方は商工会へお申し出ください。

(平成27年7月作成)

従業員の退職金は 商工会の特定退職金共済で!

特定退職金共済制度とは

この制度は、退職金制度をもつことが
困難な商工会員企業が協力し合い、大企
業と同じような退職金を支払うことがで
きるようにすることを目的としています。

昭和50年に長野県商工会連合会が、所
得税法施行令第73条に定める特定退職金
共済団体として、国の承認を得て発足し
たもので、これによって会員企業の従業
員の福祉の増進と雇用の安定をはかり、
ひいては会員企業の振興と発展に役立て
ることをねらいとするものです。



制度の特色

- I 掛金は1人月額1口1,000円で30口30,000円まで損金または必要経費として計上でき、従業員は給与課税がありません。
- II 中小企業退職金共済制度や企業年金とも重複して加入でき、重複して損金算入が認められています。
- III 給付の際、年金または一時金を任意に選択でき、死亡退職については一口につき10,000円が加算されます。



商 工 会
長野県商工会連合会

制度のあらまし

加入できる事業主＝共済契約者

商工会に加入している事業主（事業所）であれば、どなたでも従業員を加入させることができます。ただし、加入できる従業員は満15歳以上85歳未満となります。

加入させる従業員＝被共済者

この制度に加入するかしないかは、事業主の任意ですが、加入する場合には、次の方を除く全従業員を加入させなければなりません。

- 事業主（個人経営者）
- 法人の役員（従業員兼務役員を除く）
- 事業主と生計を一つにする親族
- 他の特定退職金共済団体の被共済者

※次の方は任意加入となります。

- 期間を定めて雇われている方
- 非常勤の方
- 季節的な仕事のために雇われている方
- 試用期間中の方

掛金の負担と掛金の運用

掛金は、全額事業主負担です。掛金はジブラルタ生命保険株式会社にその管理と運用を委託しています。

給付金の種類

- 退職一時金：被共済者（加入従業員）が退職したときに支給されます。
- 遺族一時金：被共済者（加入従業員）が死亡したとき、退職一時金に加入口数1口あたり10,000円を加えた額を、遺族に対して支給します。
- 退職年金：加入10年以上かつ満65才以上の退職者が希望するとき、10年間支給されます。

《給付金の受取人》

※この制度の給付金の受取人は、被共済者（加入従業員）です。なお、在職中に本人死亡のときには、労基法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

掛金の目安

基本給月額	掛金月額	基本給月額	掛金月額
160,000円未満	8,000円	280,000円～320,000円未満	16,000円
160,000円～200,000円未満	10,000円	320,000円～360,000円未満	18,000円
200,000円～240,000円未満	12,000円	360,000円～400,000円未満	20,000円
240,000円～280,000円未満	14,000円	400,000円以上	22,000円～

- 注) 1. 途中で減額することは原則的には出来ませんので、掛け過ぎないようにして下さい。
 2. 退職金の支給に関する社内規程がある場合は、規程による退職金額を考慮して、加入口数を決めて下さい。
 3. 物価上昇に伴って3～5年毎に加入口数等の見直しをし、必要に応じて増口するようにして下さい。

特定退職金共済制度 給付額試算表モデル

給付額試算表（月払掛金1口1,000円について）

（制度運営費5%）

加入年数	払込掛金累計	脱退一時金 (解約手当金)	遺族一時金	年金月額 10年確定年金
年	円	約 円	約 円	約 円
1	12,000	11,270	21,270	
2	24,000	22,650	32,650	
3	36,000	34,110	44,110	
4	48,000	45,670	55,670	
5	60,000	57,330	67,330	
6	72,000	69,080	79,080	
7	84,000	80,930	90,930	
8	96,000	92,870	102,870	
9	108,000	104,910	114,910	
10	120,000	117,050	127,050	1,024
11	132,000	129,290	139,290	1,131
12	144,000	141,630	151,630	1,239
13	156,000	154,070	164,070	1,348
14	168,000	166,610	176,610	1,458
15	180,000	179,250	189,250	1,568
16	192,000	191,990	201,990	1,680
17	204,000	204,840	214,840	1,792
18	216,000	217,780	227,780	1,905
19	228,000	230,840	240,840	2,020
20	240,000	243,990	253,990	2,135
21	252,000	257,250	267,250	2,251
22	264,000	270,620	280,620	2,368
23	276,000	284,090	294,090	2,486
24	288,000	297,670	307,670	2,604
25	300,000	311,360	321,360	2,724
26	312,000	325,160	335,160	2,845
27	324,000	339,060	349,060	2,967
28	336,000	353,070	363,070	3,089
29	348,000	367,200	377,200	3,213
30	360,000	381,430	391,430	3,337

※この制度を運営するため商工会連合会は、掛金1口あたり5%の制度運営費を徴収させていただきます。

給付額試算表の記載数値について

給付額試算表の数値は次の前提で計算されており、今後変動（上下）することがあります。したがって、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- ① 加入口数が加入者全体で月払30,000口以上の加入を前提としております。
- ② 加入者全体の掛金が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
- ③ 給付額は運用実績による実績払いとなっており、積立金に対し付利する利率である予定利率は、ジブラルタ生命保険(株)の予定利率1.0%を使用しております。

注1) この制度は、長野県商工会連合会がジブラルタ生命保険(株)と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。制度運営費及び保険事務費が控除されますので、加入期間が短い場合には、一時金額が払込掛金累計を下回る場合があります。

注2) ジブラルタ生命保険(株)が経営破綻に陥った場合、保険契約者保護機構による契約者保護が図られますが、ジブラルタ生命保険(株)の財政状況に応じて削減される場合があります。